

# 建設業界向け フリーランス新法ガイド：一人親方との公正な取引と健全な業界の未来

2024年11月1日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(通称：フリーランス新法)は、建設業界において不可欠な存在である「一人親方」との取引に大きな変革をもたらします。本ガイドでは、建設会社の発注担当者・現場監督・経営者が知っておくべき新法の要点と実務的な対応策を解説します。



# フリーランス新法の背景と目的

## 施行の背景

従来、一人親方などのフリーランスは資本金要件などで下請法の対象外となり、契約書未作成や支払遅延、買い叩き、ハラスメントといった不正な取引が問題視されていました。

## 法律の目的

- フリーランスと発注者の取引を適正化する
- フリーランスの就業環境を整備する

2024年11月1日に施行され、資本金の大小に関係なく、ほとんどの発注者が対象となります。

## 建設業界への影響

建設業界特有の多重下請け構造と一人親方への依存が高い業界特性から、本法律の影響は特に大きいと言えます。長年の業界慣行である口頭契約や支払遅延の是正が求められ、契約の透明化と適正な支払いが法的に義務付けられることとなります。



# 建設業界での適用範囲と対象者

## 対象となるフリーランス (特定受託事業者)

従業員を雇用しない個人や代表者1人のみで役員がない法人を指します。建設業界では従業員のいない「一人親方」が該当し、元請けや一次下請けが彼らに委託する場合、新法の規制が及びます。

## 従業員の定義

週20時間以上・31日以上の雇用が見込まれる労働者を従業員と定義し、それ以下の短期・短時間労働者であれば一人親方の扱いが維持されます。

## 対象取引

建設工事請負契約を含む業務委託全般が対象で、消費者から直接受ける工事や従業員を雇用している事業者との取引は除外されます。

建設業界では、元請け企業から順に一次下請け、二次下請けと階層構造で業務が委託されていきますが、各階層で一人親方に業務を委託する場合は全て本法律の対象となります。つまり、大手ゼネコンから小規模工務店まで、一人親方と取引するあらゆる事業者が適用されるのです。



# 新法の核心：建設業界における義務と禁止行為

## 全ての業務委託で守るべき4つの義務

取引期間の長短にかかわらず、全ての一人親方との取引で適用される義務です。

1

### 取引条件の書面等による明示義務

発注事業者は、一人親方に対し業務を委託した場合、直ちに業務内容、報酬額、支払期日、検査完了期日などの主要な8項目を、書面または電子メールなどの電磁的方法で明示することが義務付けられます。

これにより、従来の口頭による契約や不完全な注文書は認められず、「言った、言わない」といったトラブルを未然に防ぐことが目的です。

2

### 報酬の支払期日設定と支払い義務

報酬の支払期日は、工事の完成・引き渡しなど「給付を受領した日」から60日以内のできる限り短い期間で定め、その期日までに支払う必要があります。

3

### 募集情報の的確表示義務

一人親方を募集する際、報酬額や業務内容、勤務場所などを正確かつ最新の状態で表示する義務があります。意図的に高い報酬額を表示したり、虚偽の内容を記載したりする行為は禁止されます。

4

### ハラスメント対策の体制整備義務

雇用関係がなくても、一人親方に対してハラスメント（セクハラ、パワハラなど）が発生しないよう、相談窓口の設置や周知・啓発など、必要な体制を整備する義務があります。

# 建設業界で特に注意すべき7つの禁止行為

1ヶ月以上にわたる一人親方との業務委託（契約更新を含む）では、以下の7つの行為が禁止されます。これらの行為は、発注事業者と一人親方の力関係の差を利用した不当な取引を是正するためのものです。



## 受領拒否の禁止

一人親方に責任がないのに、工事の完成品を受け取らないこと。



## 報酬の減額の禁止

委託時に定めた工事代金を、一方的な理由で後から減額すること。たとえ事前に合意があったとしても、一人親方の責に帰すべき事由がなければ違法となります。



## 返品禁止

完成品を受領した後に、一人親方に返品を強要すること。



## 買いたたきの禁止

類似工事の通常相場に比べ、著しく低い報酬額を不当に定めること。



## 購入・利用強制の禁止

正当な理由なく、指定する材料やサービスを強制的に購入・利用させること。



## 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

業務委託に含まれない金銭や労務を無償で提供させること。



## 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

一人親方に責任がないのに、費用を負担せずに、工事内容の変更ややり直しを強要すること。

建設業界ではよくある「設計変更があったから追加費用なしで対応してほしい」「材料は当社指定のものを購入してほしい」といった要求も、状況によっては禁止行為に該当する可能性があります。特に追加工事や設計変更については、費用負担を明確にした上で合意を得ることが重要です。

# 長期的な業務委託で追加される 2つの義務

6ヶ月以上継続する業務委託は、雇用契約に近い長期的な関係性とみなされます。このような長期契約には、追加の義務が課されます。

## 育児・介護等への配慮義務

一人親方から申し出があった場合、育児や介護と業務を両立できるよう、納期や作業時間の調整など、状況に応じた配慮が求められます。

例えば、子どもの学校行事や家族の通院に合わせた作業スケジュールの調整、作業時間の短縮や納期の延長などが考えられます。配慮できない場合は、その理由を説明する必要があります。

## 中途解除等の事前予告・理由開示義務

契約を中途解除する場合や更新しない場合は、原則として30日前までに予告し、一人親方から理由開示を求められた場合は説明する義務があります。

突然の契約解除は一人親方の生活に大きな影響を与えるため、十分な猶予期間を設け、理由を明確に伝えることが求められます。「仕事がなくなった」などの曖昧な理由ではなく、具体的な事情を説明する必要があります。

長期的な取引関係にある一人親方は、実質的に特定の発注者に依存している場合が多く、突然の契約解除や不利益変更は生活基盤を揺るがしかねません。そのため、雇用労働者に近い保護が与えられています。ただし、この保護は「6ヶ月以上」という期間を基準にしているため、契約期間の管理を徹底する必要があります。



# 建設業界における「多重下請け構造」と「30日ルール」

## 多重下請け構造の特徴

建設業界特有の多重下請け構造において、フリーランス新法は独自のルールを定めています。下請け事業者が、元請けから委託された業務を一人親方へ再委託する場合、特別な支払いルールが適用されます。

## 「30日ルール」とは

一人親方への報酬支払期日は、元請けからの支払いを受ける予定日から30日以内のできる限り短い期間で定めなければなりません。この「30日ルール」は、末端の一人親方の資金繰りを安定させることを目的としています。

例えば、元請けからの支払いが5月末日の場合、一人親方への支払期日は遅くとも6月30日までに設定する必要があります。できる限り早い支払いが推奨されます。



## ⊗ 注意点

一次下請け、二次下請けなど、全ての階層で30日ルールが適用されるため、元請けから一人親方まで資金が流れるまでに最大で90日程度かかる可能性があります。そのため、元請け企業には早期支払いの努力が求められます。

# 建設業者（発注事業者）が今すぐ取るべき対策

法令遵守は、単なるコストではなく、優秀な一人親方との信頼関係を築き、持続可能な事業運営を行うための重要な経営戦略です。



## 契約書・発注書の見直し

口約束を廃止し、全ての業務委託で書面または電子契約書を締結する。工事内容、報酬額、支払期日、検査完了期日などの必須8項目を漏れなく記載する。報酬の支払期日は「〇月〇日」など具体的な日付で明記する。



## 報酬・支払い管理の徹底

報酬は必ず工事完了日から60日以内に支払う。再委託の場合は、元請けからの支払い予定日から30日以内に一人親方に支払う体制を構築する。報酬決定プロセスで「買ったたき」に該当しないか、市場相場との乖離をチェックする。



## 募集・採用プロセスの改善

協力会社募集ページや求人広告の内容を定期的に見直し、報酬額や業務内容を最新かつ正確なものに保つ。協力会社の情報も定期的に更新し、連絡が取れなくなっている業者がないか確認する。



## 就業環境整備体制の構築

一人親方を含む全ての現場従事者向けのハラスメント相談窓口を設置し、その連絡先を契約書や発注書に明記する。現場の担当者に対し、ハラスメント防止に関する教育を実施する。パワハラやセクハラのない現場づくりを進める。



## 「偽装一人親方」問題への対応

指揮監督の有無、業務遂行方法の自由度、時間や場所の拘束性といった「労働者性」の判断基準を社内で共有する。実態が雇用関係にあるにもかかわらず一人親方として扱っているケースがないかチェックし、是正する。



## コンプライアンス体制の強化

フリーランス新法の遵守状況を定期的に監査する体制を構築する。違反が疑われる事案は早期に発見し、速やかに是正措置を講じることで、行政処分や社名公表などのリスクを回避する。社内研修を実施し、全社的な理解を促進する。

# 一人親方（フリーランス）が知っておくべきこと

一人親方自身も新法の知識を持つことで、自らの身を守り、発注事業者と対等な立場で取引を行うことができます。

## 契約内容の確認

契約書や発注書を必ず受け取り、業務内容、報酬額、支払期日など主要な項目が明確に記載されているか確認する。口頭での約束はトラブルの原因となるため避ける。報酬額が「買ったたき」に該当しないか、地域の通常相場と比較して確認する。

## 報酬不払い・遅延時の対応

報酬の支払いが、工事完了日から60日を過ぎていないか確認する。再委託の場合は、元請けからの支払いから30日を過ぎていないかチェックする。支払い遅延や不当な報酬減額があった場合は、発注事業者に理由を求め、改善が見られない場合は行政機関（公正取引委員会、中小企業庁など）に相談する。

## 就業環境の保護

現場でハラスメント行為を受けた際は、発注事業者の相談窓口連絡する。相談したことを理由に不利益な扱いを受けることは法律で禁止されている。6ヶ月以上の契約では、育児・介護と業務の両立に関する配慮を申し出ることができる。

## 偽装請負のリスク回避

発注元からの具体的な指揮監督がないか、自身の裁量で業務を遂行できるか、業務を拒否する自由があるかなどを常に意識する。労災保険に特別加入することで、万が一の事故に備えることができる。



## 記録を残すことの重要性

取引に関する全ての書類（契約書、発注書、請求書、支払い証明など）を保管しておくことが重要です。また、作業日報や工程写真なども、後のトラブル防止のために残しておくことをおすすめします。

## 相談窓口の活用

不当な取引を受けた場合の相談窓口としては、以下があります：

- フリーランス・トラブル110番（0120-532-110）
- 最寄りの都道府県労働局
- 公正取引委員会（取引調査室）
- 中小企業庁（下請かけこみ寺）

相談は無料で、匿名でも可能です。

# 違反した場合の行政対応と罰則

## 行政対応のプロセス

フリーランス新法に違反した場合、行政はまず指導・助言を行い、改善が見られない場合は勧告、最終的には是正を求める命令を出し、企業名を公表する可能性があります。命令に違反したり、行政の立ち入り検査を拒否したりした場合には、50万円以下の罰金が科されます。

## レピュテーションリスク

罰則の金額以上に、企業名が公表されることによるレピュテーションリスクは、大きな損失に繋がりがねません。取引先からの信頼低下、人材確保の困難化、株価への影響など、多方面に悪影響が及ぶ可能性があります。

## 業界の未来に向けて

フリーランス新法は、建設業界の長年の慣行に一石を投じるものです。これを単なる規制強化として受け止めるのではなく、業界全体の透明性向上と健全な競争環境を整備する好機と捉えるべきです。新法の遵守を徹底することで、一人親方の経済的安定性が確保され、安全で安心して働ける就業環境が整備されます。これは、建設業界が抱える深刻な技能者不足という課題の解決にもつながり、業界全体の持続可能性を高める重要な機会となります。

## 指導・助言

違反の疑いがある場合、まず行政から指導・助言が行われます。この段階で迅速に是正すれば、それ以上の措置は取られません。

## 勧告

指導・助言に従わない場合、勧告が行われます。勧告内容と社名が公表される可能性があります。

## 命令

勧告にも従わない場合、是正命令が出され、社名が公表されます。企業イメージに大きな影響を与えます。

## 罰則

命令違反や検査拒否の場合、50万円以下の罰金が科されます。刑事罰として前科にもなります。

